

# 学校いじめ防止基本方針

米沢市立第一中学校

## 1 はじめに

山形県教育委員会の示した基本方針には、『いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生する可能性はどこでも起こりうるという危機意識をもたなければならない。いじめから子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにもどの学校にも起こりうる」との意識を持ち、子どもたちに自他の「生命の尊さ」と人間としての「生き方」をしっかりと教え育てていく「いのち」の教育を大切にすすめていく必要がある』と示されている。

本校の基本方針はこの方針を踏まえ、生徒の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめへの対処など（以下「いじめの防止等」）のいじめの対策を総合的かつ効果的に推進するために、改めて見直し、策定するものである。すなわち、それはとりもなおさず、生徒一人ひとりが、いじめのない明るく楽しい学校生活を送れる環境を構築することに他ならない。

## 2 いじめ防止に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、本校に在籍する等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの判断については、いじめられた生徒の立場にたち行う。たとえけんかやふざけあいであっても、当該生徒の感じる被害性に着目して該当するか否かを判断する。また、好意で行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当するが、「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応することも考慮する。

### (2) いじめの解消

いじめの解消は、少なくとも次の①、②の要件を満たすことが必要である。

#### ① 「いじめの行為が止んでいること」

被害者に対して、心理的行為としても物理的な影響を与える行為としても、少なくとも3か月以上継続して発生していないこと。指導後にいじめの行為が止んだとしても、観察を続ける必要がある。

#### ② 「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

本人や保護者と面談等により確認が必要である。

### (3) いじめ未然防止のための取り組み

#### ① 「いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる。」

- と言われている。このことを踏まえ、生徒の尊厳を守るために、教職員のいじめに対する認識や対応力を高めるとともに、家庭・PTAや地域と連携していじめの未然防止に取り組む。
- ② いじめは人間関係の問題であり、互いに信頼し合える良好な学級・学校集団を形成することは、いじめ防止の基本である。そこで、学校経営の基本理念に「自立」をめざす教育、「子どもたちの将来の幸せの礎業」となる計画、実践、評価を掲げ、「いのち」の教育や「道徳教育の充実」を柱に生徒の主体的な活動を推進するなかで、「自己肯定感」「自尊感情」「自己実現」「有意感・有用感」「喜びと心の共有」「関わる喜び（一体感・協調性）」を大切に育成する。
  - ③ 近年、人間関係づくりに「困り感」を持つ生徒が増加傾向にあり、個々の生徒の「困り感」に応じた特別な指導・支援が必要となっており、さらなる良好な集団づくりが求められるようになってきている。そこで、教師の力量としての「担任力」（学習指導力と生徒指導力と特別支援教育力を統合して授業づくりや学級経営等を行う力）を高めるとともに、組織的な対応のあり方を改善・充実する。

#### （４）いじめの早期発見の在り方

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたり本人がそれを否定するなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、アンケートやチェックリスト等の実施や、生徒の会話や表情を観察・注視するなど常にアンテナを高くし、日常的な教職員間の情報交換等を組織的に綿密に行うことにより、生徒の変化や気になる兆候を積極的に認知する。
- ② 生徒が教職員に、人間関係の悩みや不安などを話したり相談したり、いじめの兆候を伝えたりすることができる方策や体制（定期相談と随時相談）を整える。そのためには、生徒との良好な人間関係を構築することは、最も大切な視点である。
- ③ 保護者や地域住民が教職員（学校）に、いじめなどの生徒指導上の問題について相談できる体制を整える。
- ④ 生徒がインターネットやSNS等の情報ツールで他人と簡単に交信できる現状と正対し、日頃から「個人の中傷」「個人を特定できる内容の交信」等は、いじめであることを理解させる。その際、警察等の専門的な立場の講話を有効に活用し、現代社会における情報モラルの育成に努める。

#### （５）いじめに対する措置

- ① いじめやいじめと思われる言動についての発見や通報があった場合、躊躇なく報告し、速やかに初動対応を行うとともに、事実確認等の組織的な対応を行う。
- ② いじめを把握した場合、被害生徒の安全確保や心のケア、人権などに十分に留意をして対応するとともに、加害生徒に対しては、教育的配慮を大切にしながらも、毅然とした態度で指導を行う。また、それぞれの保護者に対し、迅速に事実関係を知らせる。
- ③ いじめに同調したり、いじめを傍観したりしていた生徒に対しては、自分（たち）の問題とし自覚し、いじめ防止に全体で取り組むことができるように指導する。
- ④ 関係機関・専門機関との連携を密にして、指導・助言や協力を受けて適切に対応する。

## (6) 重大事案への対処

- ① 「重大事案」(いじめ防止対策推進法第28条:「重大事態」の定義)で言う「重大事故」とは「生徒が自殺を図った場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」と「いじめが原因で相当期間(年間30日以上)欠席を余儀なくされている場合」などである。
- ② いじめによる重大事態が生じた疑いがある時には、校長はただちに米沢市教育委員会に報告し、第三者による調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③ 学校が調査を行う場合は、米沢市教育委員会の指導及び支援を受けて適切に行い、その結果を米沢市教育委員会に報告する。初期調査は学校及び市教委が3日以内に行う。
- ④ 重大事案が、生命、身体、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは、直ちに米沢警察署生活安全課に通報する。

## (7) 教育的諸課題等から特に配慮が必要な生徒への対処

日常的に、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ① 発達障がいを含む、障がいのある生徒
- ② 東日本大震災、発電所事故による被災生徒
- ③ 外国人、帰国子女、転入生等
- ④ 性同一障がい、性的指向、性自認に係る生徒

## 3 いじめ防止のための取り組み

### (1) いじめ防止のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめの防止等の対策のための組織」を置く。

A	運営委員会：校長、教頭、教務主任、事務総括、学年主任、各指導部長、養護教諭
B	生徒指導部会：生徒指導主事、各学年生徒指導担当
C	いじめ防止対策専門委員会 ：(学校職員)校長、教頭、教務・学年主任、養護教諭、生徒指導主事 ：(校外関係者)学校評議員代表、保護者代表、スクールカウンセラー、有識者 (Cの委員会は不定期、必要に応じて開催する)

当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的取組を行う。

- ① 「いじめ対策基本方針」に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等
- ② いじめの相談・通報の窓口としての対応
- ③ いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議、いじめの認定、いじめの情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携

## (2) いじめの防止

### ① いじめ防止に関する取り組み

- ア) 学校全体に「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との雰囲気醸成するために、生徒指導や道徳教育、全校集会、生徒会活動などで行ういじめ防止に関する直接的な教育活動を年間通して行う。なお、生徒会活動においては、親切心と思いやりで満ち溢れる校風の醸成に努め、仲間の良さや頑張りを認める常日頃からの取り組みを通して、互いに信頼しあって生活できる絆づくりを図りながらいじめ防止の活動を展開する。
- イ) いじめ防止等について、教職員全員の共通理解・共通実践を図るために、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導などについて、校内研修を行ったり職員会議で周知したりする。特に、大切にすることは、生徒一人ひとりを大切にしたりわかりやすい授業づくりを進め、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないようにする。また、教職員の言動が、生徒自身を傷つけたり、他の生徒によるひやかしやからかいを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払いながら授業を展開する。
- ウ) 学校と家庭と地域が、いじめ防止についての認識を共有して協働できるようにするために、学級懇談会や家庭訪問、学校・学年だよりなどを通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、緊密な連携、協力体制を構築しながら、生徒や保護者への啓発を図る。

### ② 「社会力」育成のための取り組み

- ア) 学校における良好な生活集団を形成するために、生徒会の自治活動を活性化し、伝統や校風を受け継ぎ、新たに築こうとする雰囲気を求めさせる。特に、生徒会総会で採択した生徒会スローガン等を常に意識し、評価を繰り返しながら、全生徒が楽しいと感じる学校生活を創造させる。
- イ) 学級における良好な学習集団を形成するために、授業においては、学習意欲を高め、生徒一人ひとりの考えを表出・表現し合ったり高め合ったりする「学び合い」（言語活動）を通して、感動、実感、納得のある、わかる楽しい授業づくりに努める。
- ウ) 道徳教育においては、人間関係づくりに大切な「人と人とのかかわりの中で、互いに認め合い高め合う心を育てる」を重点に据え、道徳の授業はもとより、教育活動全体を通して育成する。
- エ) 地域との連携、地域の教育力を教育活動に生かし、多様な人とのかかわりを大切に豊かな心を育てる。

### ③ 「担任力」向上の取り組み

- ア) 「アセス」の結果を生かして、「学習指導」「生徒指導」「特別支援教育」の3つの力を統合する指導を構想する。その構想に基づいて、いじめを生む土壌に発展していないかなど学級集団の状況を常に点検・把握しながら、PDCAによるマネジメントを行い、よりよい学級経営を創造していく。
- イ) 「困り感」が感じられる生徒については、担任が一人で抱え込むことなく、「個別の指導計画」を作成し、組織対応ができる体制を整える。また、指導記録を記すとともに、効果的な指導の仕方について共有化を図る。

- ウ) 校内授業研究会や校外研修会を通して、「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり」や「生徒指導の視点を意識した指導のあり方」、「アセス」の結果に基づいた学級集団づくり、「特別支援を要する生徒の個別指導のあり方」など、学習指導力と生徒指導力と特別支援教育力を統合する指導のあり方について研修を深める。

### (3) いじめの早期発見

#### ① いじめ発見のための取り組み

日常的な生徒理解に対するアンテナを強化し、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さない。特に、週1回の学年会、職員打ち合わせ、運営委員会、適応指導委員会では、生徒理解に関して情報を共有化し、いじめを積極的に認知する。そのために、次のような日常的な観察視点を大切にしたい。

- 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」(教職員用)を日常的に活用するとともに、打ち合わせで確認された生徒名を書き込む。
- 健康観察時は、生徒一人ひとりの表情を細やかに観察する。
- 部活動時は、生徒一人ひとりの表情や行動を細やかに観察する。
- 生活記録ノートなどを活用して人間関係の悩みや不安を察知する。
- 「気になること」は、本人と面談したり、保護者や関係する生徒から話を聞いたりする。
- 保健室への来室時には、いじめを意識してその理由を聞く。
- 授業以外(休憩時、給食時、清掃時、放課後、部活動)の時間帯の行動を細やかに観察する。

#### ② 生徒が相談できる体制づくり

- ア) 生徒が心を開いて相談や通報ができるようにするための基盤である、「心の通い合う良好な集団づくり」や「教職員と生徒との信頼関係づくり」に努める。
- イ) 生活記録ノートなどを活用して、直接話せないような悩みや不安などを書いて伝えることができるようにする。
- ウ) 定期的なアンケート調査「教育相談アンケート」・「いじめアンケート」を実施し、その結果を受けて教育相談を行い、人間関係の悩みや不安などいじめに関する情報を把握する。

#### ③ 保護者や地域住民が相談できる体制づくり

- ア) 保護者や地域住民が、学校(教職員)に心を開いて相談や通報ができるようにするための基盤である信頼関係づくりに努める。
- イ) 保護者が学校に相談や通報をしやすいように、予め担当者(窓口)を通知するとともに、保護者を対象としたアンケートを実施する。
- 【学校の担当】担任・教頭・学年主任・養護教諭
- 【PTA担当】会長・副会長・学年委員長
- 【地域の担当】生徒指導主事・教頭 (松岬会)
- ウ) 学級懇談会やPTAの諸会議、学校評議員会では、いじめなど生徒指導上の問題について話題にし、学校と家庭・PTA、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### (4) いじめに対する措置

##### ① 人間関係のトラブルへの対応

ア) 「人間関係のトラブル」対応の考え方

小さなトラブルがいじめの始まりであるという危機意識を持ち、当事者間で解決するのを教師が支援するというスタンスをとる。そのために教師は、トラブル解決の技法を身につけそれを最大限に活用するように努める。

イ) 複数の組織対応

トラブルの対象者に対して、直接支援、指導する職員が単数にならないように努める。学級内の対応であっても、主任や学年、教科担任、また、部活動顧問、生徒会委員会担当など、関係ある職員で、複数の組織対応を大切にして解決に当たることを基本にする。

##### ② いじめの発見・通報への初期対応

ア) 「生活適応アンケート」・「アセス」の結果は即座に分析し、職員間の共通理解を図り、関係者間の聞き取り、周囲の生徒への再調査等を進める。

イ) 生徒や保護者などから、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられているとされる生徒や知らせてきた生徒の安全を最優先に進める。

ウ) いじめやいじめと思われる言動について、発見したり通報を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、管理職をはじめ、関係職員に速やかに報告・連絡・相談する。

エ) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた生徒へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の指導に生かす。

##### ③ 初期対応から組織的対応へ

ア) 教職員から発見や通報を受けた教頭は、ささいな兆候であっても躊躇なく校長に報告するとともに、必要に応じて「いじめ防止対策専門委員会」を開催し、事実の報告と今後の対応について協議する。

イ) 事実の確認を速やかに行い、関係生徒から事情を聴取し、いじめの事実の有無の確認を行う。いじめと認知された場合は次の情報を収集し実態を把握する。

- 加害者と被害者の確認      ○ 時間と場所の確認      ○ 内容      ○ 背景と要因
- 時間・期間

ウ) いじめの事実が確認された場合は次のような組織的対応の内容について協議する。

- 指導体制・方針      ○ 当該生徒に対する具体的な指導・支援等の対応
- 集団への働きかけ      ○ 家庭との連携のあり方
- 今後の対応や取組についての検証方法

エ) 事実確認の結果は、教職員全体で共通理解するとともに、米沢市教育委員会に報告する。また、被害・加害生徒の保護者にも速やかに連絡する。

オ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく米沢警察署と相談して対処する。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに米沢警察署に通報し適切に援助を求める。

#### ④ 被害生徒及びその保護者への対応

- ア) 被害生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、被害生徒にも責任があるという考え方ではなく、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊心を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱いなど、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- イ) その日のうちの家庭訪問等により、迅速に保護者へ事実関係を伝える。被害生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、最大限に不安を払拭する。
- ウ) 複数の教職員の協力の下、被害生徒の安全を確保する。
- エ) 被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、被害生徒に寄り添い支える体制をつくる。また、被害生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害生徒を別室で指導する等の措置を講ずる。状況に応じ心理や福祉の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- オ) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

#### ⑤ 加害生徒及びその保護者への対応

- ア) 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格形成に主眼を置いた指導を行う。
- イ) 加害生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、組織的にいじめをやめさせその再発を防止する。また、事実関係を迅速に保護者に連絡し、保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行う。
- ウ) 加害生徒への指導は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。ただし、加害生徒が抱える問題を念頭に置き、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮を絶やさない。
- エ) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、加害生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用について米沢市教育委員会と協議する。

#### ⑥ 集団へのはたらきかけ

- ア) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つ大切さを理解させる。また、あおったり、はやしたてたりなど、同調していた生徒に対しては、その行為そのものがいじめに加担する行為であることを理解させる。また、学級、学年全体又は全校生の話し合い活動などを通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。
- イ) いじめの解決とは、加害生徒が被害生徒に謝罪した形で終わるものではなく、被害生徒と他のすべての生徒との関係の修復を経て好ましい集団活動を取り戻すことをめざす。

すなわち、全ての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。

#### ⑦ ネット上のいじめへの対応

- ア) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるためにも迅速な対応を進める。まずは、交信記録等を直ちに削除する措置をとるとともに、当該生徒からの事情聴取を行い、交信相手を特定して指導し、情報拡大を防ぐ。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに米沢警察署に通報し、適切に援助を求める。
- イ) 携帯電話やスマートフォン以外のゲーム機等からも、ネットアクセスできる現状を重視し、それらを活用したネット上のいじめなどについては、他の目には触れにくかったり発見しにくかったりする。そのため、校内における情報モラル教育を推進することはもとより学級、学年懇談会や学年、学校だより等で積極的に啓発を図る。
- ウ) インターネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合があり、現実での人間関係をしっかり把握することがインターネット上のいじめの発見にもつながる。情報通信機器の利用等について定期的な調査を行うことで、インターネット上のいじめの兆候や情報通信機器活用の現状把握に努めるとともに、生徒が見せる小さな変化やサインを見逃さないようにする。
- エ) 生徒が自分自身もしくは身近な友達へのインターネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や相談体制を日頃から築いておく。また、国等の機関における相談窓口や、県教育センター、教育事務所の相談ダイヤル等の周知に努めていく。

#### ⑧ 家庭・PTAや地域との連携

- ア) 学級懇談会や学校だより等において、いじめに関わる学校基本方針やその取組、学校評価の結果等について知らせ、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携・協力を図る。
- イ) インターネット上のいじめの未然防止と適切な対応について、研修会等の機会を利用して共通理解を深めるとともに、フィルタリング、ペアレンタルコントロール、ネットパトロール等の協力依頼などの連携を図る。
- ウ) 当該学年の保護者会を開いて説明するとともに協力依頼などの連携を図る。
- エ) 「いじめ防止対策専門委員会」を開催し、対策・対応について協議を行うとともに、必要に応じて対策・対応への協力を依頼する。

#### ⑨ 関係機関・専門機関との連携

- ア) 米沢市教育委員会及び置賜教育事務所の担当者の授業参観、生徒対象の講話、職員研修指導や協力を得る。
- イ) 必要に応じて、米沢警察署、児童相談所との連携を図る。

### (5) 重大事態への対処

#### ① 重大事態への対応の体制

- ア) 重大事案発生の疑いがある時は迅速かつ正確な情報把握を行い、「緊急対応体制」を構築する。

イ) 重大事案に係る事実関係の調査及び事後対応、発生防止等については、米沢市教育委員会、米沢警察署、児童相談所、置賜教育事務所の「いじめ解決支援チーム」などと連携を図り進める。

② 調査組織の設置と調査の実施

ア) 重大事案に関する事実関係の調査については、米沢市教育委員会の指示を仰ぎながら第三者による調査委員会を設ける。

構成メンバー（例）

校内いじめ防止対策専門委員 置賜教育事務所「いじめ解決支援チーム」、弁護士  
精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー等の専門的知識及び経験を有する者 等々

イ) 調査組織は、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

③ 調査の報告及び提供

ア) 当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、米沢市教育委員会へ報告する。

イ) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

## 4 学校評価

県のいじめ防止基本方針が概ね3か年の経過を目途として法・国の方針変更を勘案し見直されることを受け、本校の学校いじめ防止基本方針も必要に応じて見直すこととする。

また、いじめ防止やいじめへの対応が計画どおり行われているか、学校教育全体で学校評価として検証する。

### 学校評価（いじめ防止関連項目）

生徒 自己評価 (現行)	人をいじめたり馬鹿にしたりせず、相手の気持ちを考えた言葉遣いや行動をしている
	毎日学校に来るのが楽しい
	困ったときや迷ったときに、話を聞いてくれたり相談したりできる仲間や先生がいる
	自分がかげがえのない大切な存在だと思う
	命あるものすべてに愛情や尊敬の気持ちをもって接することができる
教職員	私は、いじめや体罰につながる問題に敏感に対処し人権意識の高揚に努めている
	一中では、生徒指導上の学級や学年の課題、部活での課題がいつもオープンにされ、課題解決に向けてチームで取り組んでいる
	生徒の自尊心を育成するため、授業や生活場面で、認めあえるような指導を行い、自信をもって自分の長所を言えるよう指導に努めている
	校長・教頭は職員とのコミュニケーションを図り、困り感に的確にこたえとともに、学校の課題解決のためにリーダーシップを発揮している
	職員はお互いに助け合い、支え合うとともに、積極的に情報や指導方法を共有化するなど、前向きに教育活動に取り組む学び合う教師集団、働き甲斐のある職場になっている
	学年内の連絡調整、相談が緊密で学級の問題解決のために、学年での協力的な運営ができています
	家庭との連携を十分にとり、協力し合いながら学年学級PTAの運営を行い、保護者の想いや願いを踏まえた学年学級経営がなされている
	生徒一人一人のよさを学年学級内で生かし、生徒は生き生きと活動している
	一中は、教育活動全般で常に道徳的な心を育もうと努めている
	一中は松岬会（PTA）や学年学級PTAとの協力・信頼関係が維持されている
	一中は保護者に誠意をもって対応し、気軽に連絡相談ができる協力体制ができています

【いじめ早期発見のためのチェックリスト】  
 ～ 学校におけるいじめのサイン ～

氏名： \_\_\_\_\_

NO	チェック項目	該当生徒	
		なし	生徒名
1	急な体調不良を訴える生徒はいますか？		
2	欠席、遅刻や早退の増加が気になっている生徒はいますか？		
3	授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑になっている生徒はいますか？		
4	学用品、教科書、体育着等の紛失をした生徒はいますか？		
5	学用品の破損、落書きされた生徒はいますか？		
6	授業へ遅参してくる生徒はいますか？		
7	保健室への来室が増加している生徒はいますか？		
8	日頃交流のない生徒との行動している生徒はいますか？		
9	発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いが頻発になっている生徒はいますか？		
10	多数生徒からの執拗な質問や反駁されている生徒はいますか？		
11	体育、美術や技術・家庭等での衣服に過度な汚れがついている生徒はいますか？		
12	授業間や休み時間の単独行動になっている生徒はいますか？		
13	特定生徒の発言へのどよめきや目配せがめにつく生徒はいますか？		
14	突然のあだ名が飛びかう生徒はいますか？		
15	特定生徒からの忌避・逃避している生徒はいますか？		
16	特定生徒の持ち物からの逃避等になっている生徒はいますか？		